



宮代町

こども医療費支給制度について



こどもの健康の向上と福祉の増進を目的として、医療費（保険適用分）を助成する制度です。

1. 支給内容

制度の対象は町内に住所を有するこどもの入院・通院から他の給付等を除いた医療費（一部負担分）です。

【対象年齢】通院…18歳の年度末まで

入院…18歳の年度末まで

- ・支給される医療費は、国民健康保険または社会保険で受けた分の医療費です。
- ・加入している健康保険に附加給付制度や高額療養費制度がある場合は、その分を除いて振り込みます。
- ・保険診療外（差額ベッド・健康診断・予防接種・薬の容器代等）は、助成の対象になりません。
- ・柔道整復、鍼灸マッサージ等の一部医療機関は対象となりません。
- ・入院時の食事療養費については、助成の対象になりません。
- ・保育園、幼稚園、学校等でケガをした場合で独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等が受けられる場合は、助成の対象になりません。

2. 受診から医療費の支給までの流れ

①現物給付《埼玉県内の指定医療機関（医科・歯科・調剤薬局・指定訪問看護事業者）で受診した場合》

1. 受 診

医療機関の窓口で保険証（資格確認書・マイナンバーカード）と受給資格証を提示します。



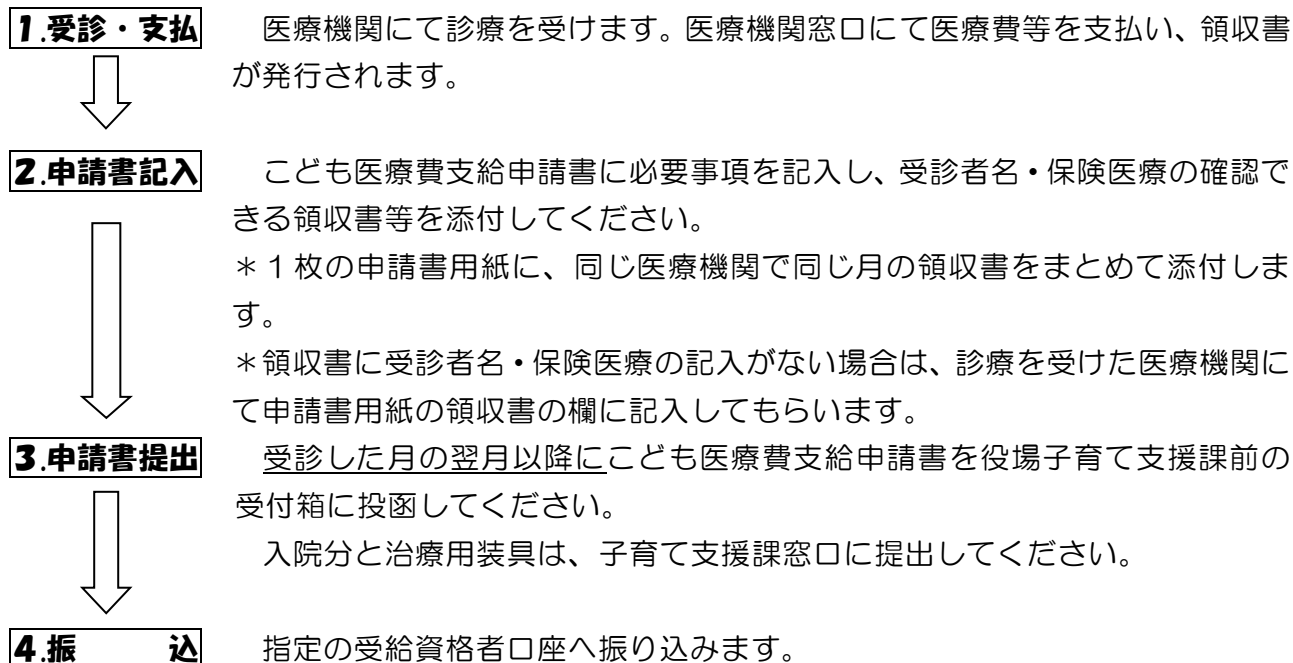
2. 支 払

医療費（一部負担分）の窓口でのお支払いは不要です。

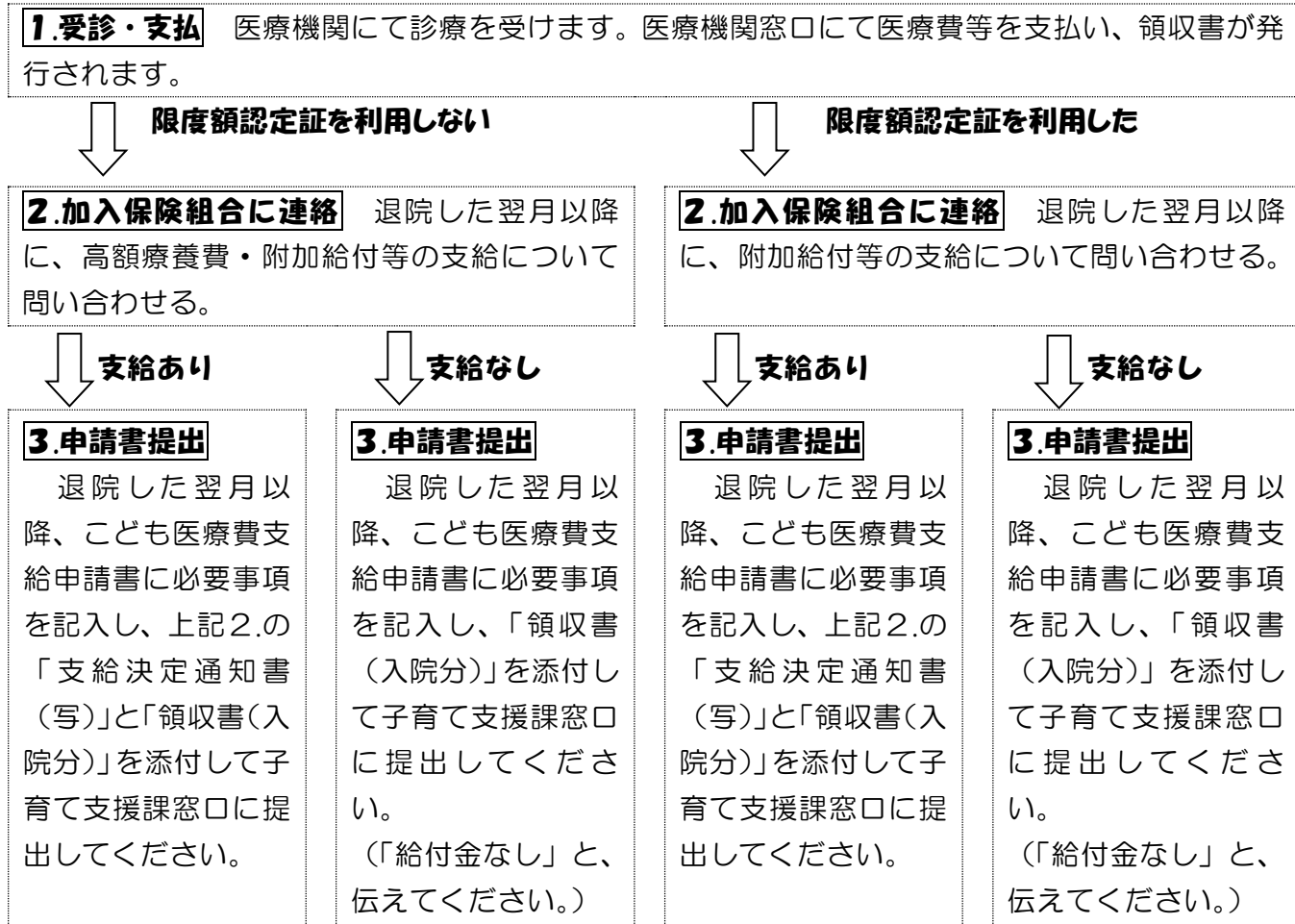
（月額21,000円の場合は、当月分の金額を医療機関の窓口でお支払いしていただき、裏面「②償還払い」の方法で町に申請してください）

保険証もしくは受給資格証を忘れた場合は、医療機関窓口でのお支払いが必要です。この場合、裏面「②償還払い」の方法で町に申請してください。

②償還払い《埼玉県外の指定医療機関以外で受診した場合》



③償還払い《入院・通院分 21,000 円以上の場合》



【補足・注意事項】

※支払いについて…申請月の翌々月12日払いです。

- ・役場に申請書を提出した月の翌々月12日に振り込みます。
- ・12日が土曜・日曜・祝祭日の場合は、直後の平日が支払日となります。
- ・医療費支給申請書の内容（加入保険の高額療養費・附加給付制度に該当する可能性があるなど）により、支払日が遅れる場合があります。

※申請書は1つの医療機関につき、1ヶ月1枚提出してください。

（病院と薬局や、入院と外来の場合、それぞれ申請書が必要です。）

※領収書を添付していただく場合には、領収書に 子どもの氏名 診療年月日 保険点数医療機関名 等が印字されている場合のみ受付できます。

※医療機関へ医療費（一部負担金）を支払った日の翌日から5年以内に申請してください。
5年が経過すると時効となり、支給できません。

※申請書は、 宮代町公式サイトトップ>暮らし・手続き>申請書ダウンロード
>子育て・教育>こども医療費支給申請書 よりダウンロードできます。

3. その他

※受給資格証の交付について

お子様の健康保険証（資格確認書）
をお持ちください。
確認後、受給資格証を交付します。

出生・転入



電子申請・届出サービスもご利用ください。町公式サイトからも入力できます。

※こんな時にはこども笑顔担当への届出が必要です。

- *変更（氏名・住所・加入保険・振込口座等）の場合
→新しい健康保険証（資格確認書・マイナンバーカード）、
預金通帳等と受給資格証をお持ちください。
- *転出・生活保護適用等の場合
→受給資格証をお持ちください。

保険証（資格確認書）
の変更



※有効期間の過ぎた受給資格証は

その期間の医療費支給申請が終わりましたら、下記担当窓口へ返却してください。



～適正受診のお願い～

※かかりつけ医を持ちましょう

日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんを持ちましょう。

※重複受診はひかえましょう

同じ病気で複数の医療機関にかけると、そのたびに初診料がかかり、医療費が増加します。
気になることは、まずかかりつけ医に相談しましょう。

※夜間・休日の受診はひかえましょう

急病などのやむをえない場合以外は、できるだけ診療時間内に受診しましょう。



【担当・問合せ】

〒345-8504 宮代町笠原1-4-1

宮代町 子育て支援課 こども笑顔担当（8番窓口）

電話 0480-34-1111 内線 324